明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一三）　一
○中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令（同一一四）　六
○船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通六四）　三
〔告　示〕
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産一三三四）　三
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示（国土交通八五四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（国土交通省）　三
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省令第百十三号

労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第九十四条の三第四号（同法第九十四条の九第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条の五、第九十四条の八（同法第九十四条の九第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条の九第一項、第二項、第三項及び第六項、第九十四条の十、第九十四条の十二第一項、同項第三号、第四項及び第五項第二号、第九十四条の十三、第九十四条の十四、第九十四条の十六、第九十四条の十八第二項、第九十四条の十九第三項並びに第百三十一条の規定に基づき、労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令

労働者協同組合法施行規則（令和四年厚生労働省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働者協同組合法施行規則	労働者協同組合法施行規則
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第四章の二　特定労働者協同組合（第八十一条の二―第八十一条の十二）	（新設）
第五章・第六章　（略）	第五章・第六章　（略）
附則	附則
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第二条　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第十条第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	**第二条**　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第十条第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　法第九十四条の十二第五項第二号	（新設）
第六条　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合又は労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合又は連合会の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。	**第六条**　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合又は労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合又は連合会の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　法第九十四条の十二第四項	（新設）